

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地下1階西側通路消火系配管溶接部より水の漏えい(床に約1.4リットルで放射能なし)が認められたため、拭き取り除去、及び当該部を補修。	D	
2	1号機	原子炉圧力の中操指示値が通常値より若干低い(通常値約6.8MPaに対し、6.75MPa)ことが認められたため、当該指示計を点検。	D	
3	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置レーキ付バースクリーン(B)と(C)間の洗浄ヘッダ配管にひびが確認され、スクリーン起動時に霧状の水漏れが認められたため、受容器を設置、対応検討。	D	
4	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機関一次冷却水温度スイッチ点検において、動作不良(ふらつき)が認められたため、当該温度スイッチを交換。	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器(B)の入口加熱蒸気供給蒸気調節弁機密漏えい試験において、同弁に動作不良(開側固着)が認められたため、当該弁を点検。	D	
6	3号機	海水熱交換器建屋480Vモーターコントロールセンター3D-2-1点検において、ユニットNo.6(接地装置)のインターロック用押しボタンスイッチに破損が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機(B)軽油タンクレベル計点検時、現場制御盤指示計と検出器(現場)間の通信不良(CPU基板不良)が認められたため、当該基板を交換。	D	
8	3号機	循環水ポンプ(B)点検時、軸スリーブのライニング(エポキシ)に剥離及び軸スリーブと下部軸受との隙間管理値に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	残留熱除去系(C)の水抜き作業において、試験調節弁(F021C)を開けたところ、下流側の弁(F026B)が点検作業のため取り外されていたことにより、同系ポンプ(B)室(堰内)に水漏れ(約62.9リットル、放射能量:約 2.6×10^4 Bq)が認められたため、当該漏えい水を除染・除去、及び対応検討。	C	
10	その他	3号機第15回定期事業者検査の定期安全管理審査申請で提出している、「定期事業者検査に係る規定類リスト」及び「品質マネジメントシステムに関する文書体系図」の見直しを行ったため、同審査の変更申請を実施。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353